

4 - (5). リアルタイム GPS 運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入 (1点)



判断方針	◆ GPS (位置情報) 等を活用した運行管理システムの活用について評価します。
判断基準	◆ 基準日 (2026年7月1日) 現在、リアルタイム GPS 運行管理システムの導入について確認できれば加点的対象とします。

提出書類 (以下の (a) または (b) に対応する書類をそれぞれ添付してください)

(a) ドライブレコーダー等車両に備え付けるシステム (次の①~⑤をすべて提出してください)

※導入車両は事業用自動車に限ります。

① 運行管理システム上で、②~④の車両の運行管理を行っていることがわかる画面の写真



(イ) 管理番号 (表示が車両登録番号でない場合は、車両登録番号がわかるように記入してください (手書き可))

(ア) 画面上の運行日 (西暦、和暦どちらでも構いません)

※運行管理画面と、車両の写真及び車検証は同一の車両登録番号のものを提出してください。

② ①の運行管理画面上に写っている車両の写真



①の画面上と車検証に記載されている車両番号と同じ車両の正面からの写真

車両の前面から車両とナンバープレートが確認できる写真

③ 機器の設置状況が確認できる写真 (ドラレコ等機器の写真)

- ・ドラレコのカメラ等を車両の外側から撮影する場合は、フロントガラスの反射に注意して撮影してください。
- ・ドラレコ本体について提出する場合は、可能な限りメーカー名や、機種番号などがわかるように写真を撮影してください。

※後付けではなく車両に搭載されている場合は、車両のカタログや取扱説明書等で判断ができれば写真の添付の必要はありません。

④ ①～③で添付した機器設置車両の電子車検証の「自動車検査証記録事項」のコピー

基準日（2026年7月1日）現在有効であること。

※情報確認のため、電子車検証の「自動車検査証記録事項」を必ず添付してください。

<自動車検査証記録事項(電子車検証)>

- (ア) 車両登録番号、資料①～③の番号と一致すること
- (イ) 有効期間
- (ウ) 住所(申請事業所(営業所)の所在地・施設等の住所)
- (エ) 事業用(緑ナンバー)であること

<電子車検証券面>



⑤ 機器類の機能や性能がわかる資料(機器類のカタログや取扱説明書等)のコピー

・取扱説明書等については、機種名・型番、及びその機能や性能が記載されている該当ページをコピーして添付してください。

●確認内容 ※上記①～⑤で確認する内容

- (1) 運行管理の状況：(ア) 画面上の運行日 (イ) 車両のナンバー等管理番号
 - (2) 車両に係る情報(車検証・写真)：(ア) ナンバー (イ) 有効期間 (ウ) 住所 ※運行管理画面と同車両
 - (3) 運行管理システムの導入状況：(ア) 機器・ソフト類の性能や機能 (イ) 設置・導入状況
- ※①の管理画面上、②の車両番号の写真、③の車検証の車両はすべて同一(車両登録番号が同じ)であることを確認します。

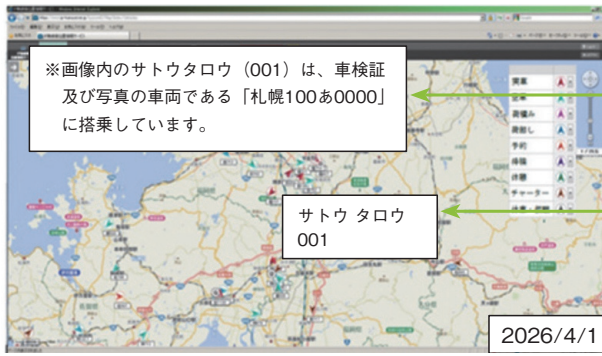
(b) ドライバー個人が携帯する端末による GPS 運行管理システム(次の①～④をすべて提出してください)

※スマートフォン上の単なる GPS 機能のみでは加点の対象となりません。

① ドライバーが携帯する端末の位置情報を運行管理システム(アプリ)等で管理していることがわかる画面の写真等

※ドライバーが携帯する端末と車両が紐づいている必要があります。

※運行管理画面上で、車両もしくはドライバーどちらかの情報しか表示されない、または独自の番号を使用している場合は、提出資料に記入(手書き可)してください。



画面上にドライバーと車両が紐づいていることがわかる情報がない場合は資料に記入してください (手書き可)。

(イ) 車両番号またはドライバー名、管理番号等

(ア) 画面上の運行日

※車両については、運行管理画面と、ナンバー写真及び車検証とで同一の車両を提出してください。

② ①の運行管理画面上に写っている車両の写真



①の管理画面と車検証に記載されている車両登録番号と同じ車両の正面からの写真

車両の前面から車両とナンバープレートが確認できる写真

③ ①、②で添付した対象の車両の電子車検証の「自動車検査証記録事項」のコピー

基準日 (2026年7月1日) 現在有効であること。

※情報確認のため、電子車検証の「自動車検査証記録事項」を必ず添付してください。

<自動車検査証記録事項 (電子車検証)>

自動車検査証記録事項		記録番号
1. 車種	11121000001	
2. 車検年月日	2026.04.01	
3. 有効期間	2026.04.01 ~ 2026.04.01	
4. 車検場所	札幌市東区南一条1丁目1番1号	
5. 車検料	1000円	
6. 車検手数料	1000円	
7. 車検手数料	1000円	
8. 車検手数料	1000円	
9. 車検手数料	1000円	
10. 車検手数料	1000円	
11. 車検手数料	1000円	
12. 車検手数料	1000円	
13. 車検手数料	1000円	
14. 車検手数料	1000円	
15. 車検手数料	1000円	
16. 車検手数料	1000円	
17. 車検手数料	1000円	
18. 車検手数料	1000円	
19. 車検手数料	1000円	
20. 車検手数料	1000円	

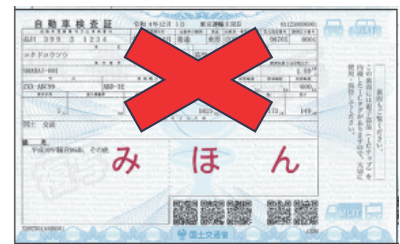
(ア) 車両登録番号

(イ) 有効期間

(ウ) 住所 (申請事業所 (営業所) の所在地・施設等の住所)

(エ) 事業用 (緑ナンバー) であること

<電子車検証券面>



④ 使用している運行管理のアプリ等ソフトウェアの仕様や機能、性能がわかる資料

- 取扱説明書等については、ソフトウェア名及びその機能や性能が記載されている該当ページをコピーして添付してください。

- (ア) 運行管理に関する機能が確認できる部分（カタログや取扱説明書の該当ページなど）
 - (イ) 運行管理の形態を確認できる部分（使用する端末、連携の仕組みなど）
- ※上記2点を確認できる部分を添付してください。

●**確認内容** ※上記①～④で確認する内容

- (1) 運行管理の状況：(ア) 管理画面上の運行日 (イ) 車両登録番号、ドライバー名
 - (2) 車両に係る情報（車検証・写真）：(ア) 車両登録番号 (イ) 有効期間 (ウ) 住所※運行管理画面と同車両
 - (3) 運行管理ソフトウェアの導入状況：(ア) アプリ・ソフト類の性能や機能 (イ) 導入状況
- ※①の管理画面上、②の車両番号の写真、③の車検証の車両はすべて同一（車両登録番号が同じ）であることを確認します。

<注意事項（まとめ）>

- ・位置情報が分かる機能のみでは加点の対象となりません。（運行管理と連動していること）
- ・申請する車両については自認項目グループ3 - (3) と同一でも構いませんが、写真や車検証等、関係する資料は、必ずそれぞれの項目で添付してください。
- ・電子車検証の「自動車検査証記録事項」を必ず添付してください。
※「券面」のみでは審査に必要な情報が確認できないため、加点の対象となりません。
- ・車両については、運行管理画面と、車両の写真及び車検証とで同一の車両を提出してください。
※提出する車両については1台分で構いません
- ・運行管理画面で、車両登録番号ではなくシステムや会社独自の番号を使用している、またはドライバー名のみ表示される場合、提出資料上に車両登録番号が分かるよう記入（手書き可）してください。
- ・画面や写真の資料が不鮮明等で必要な情報が読み取れない場合、加点とならない場合があります。
※スクリーンショットでの画面撮影を推奨します。（下記参照）

<スクリーンショット方法の一例（Windows PC）>



スクリーンショットを撮りたい画面で、「Fn」キーと「Print Screen」キーを同時に押す。
WordまたはExcelなどに貼り付ける。
※ボタンの位置、名称はキーボードによって異なります。

グループ4ー(5)

対象外

- 機器類の導入に係る補助金、助成金の交付等の資料
- 具体的な運行管理に関する内容が確認できないもの
- GPS等で位置情報を把握するのみで、運行管理に結びついていると読み取れないもの